

令和5年10月

各位

学習院大学
学生センター学生課

大学院修士段階における「授業料後払い制度」の申請要項

令和6年度から大学院修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程）における「授業料後払い制度」(※)が導入されることに伴い、本制度を希望する方につきましては、出願手続き時の取扱いを下記のとおりとします。希望される方は精読のうえ、お手続きいただきますよう、お願い申し上げます。なお、本制度は、修了後に”**返還の義務が発生する**”ことを十分にご理解いただいた上で、お手続きをお願いします。

※「授業料後払い制度」とは・・・

令和6年度から大学院修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程）の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みが創設されます。

記

1. 対象となる方（以下のすべてを満たす者）

- 令和6年度春の入学者であって、学部段階で修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）の対象となることがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者（※）。

※令和6年3月に学部卒業見込みである者を指します。

- 日本学生支援機構の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の以下の家計基準及び学力基準を満たす者。

（家計基準）

本人の年間収入金額（①）+配偶者の年間収入金額（②） \leq 299万円であること

①：本人の2023年分（1月～12月）の収入金額。

②：配偶者2023年分（1月～12月）の収入金額（※）。

※ただし、配偶者が給与所得者の場合は、次ページの給与所得控除をした収入金額を
で本人の収入金額と合算する。

（学力基準）

大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に
に必要な高度の能力を備えて活動することが認められること。

(参考) 家計基準 配偶者の収入金額

給与所得控除 (配偶者のみ)

年間収入金額 (控除前)	控除額
268万円未満の場合	年間収入金額と同額
268万円超400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円
400万円超781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円超の場合	408万円

- 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者。
- 外国人学生において、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかに該当する者。(「留学」「家族滞在」等の場合は申請不可)

2. 第1期分授業料の猶予

- 対象者に対して、入学手続き時に行うべき第1期分授業料の納付を令和6年秋まで猶予します。
※法科大学院の対象者は、授業料(年1,114,000円)が、支援対象授業料(年776,000円)を年338,000円超過しているため、差額の半額(169,000円)を入学手続き時に第1期分授業料として納付することとなります。
- 本制度に認定された場合は、入学後に所定の手続きを行うことで、第2期分授業料も後払いの対象となります。
※法科大学院の対象者は、第1期と同様に超過した本来の授業料との差額(169,000円)は9月に納付していただく必要があります。
- 令和7年度も引き続き本制度を利用する場合は、別途申請が必要となります。
(申込方法等詳細は未定)

3. 注意事項

- 本制度は令和6年度から新設される制度であり、文部科学省における制度の検討を踏まえ、今後制度の内容が変更となる可能性があります。
- 本制度は貸与であり、修了後に所得に応じて、日本学生支援機構に返還する必要があります。
- 本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることができません。別途「生活費奨学金(月1万円、2万円、3万円又は4万円から選択・無利子)」の申請をすることができます。
(申込方法等詳細は未定)
- 支援額の貸与の他に保証料の支払い(機関保証への加入)が必要です。(金額詳細は未定)
- 入学金・研究実験費・施設設備費・諸会費は本制度の対象でないため、後払いになりません。

- 本制度を利用する場合、後日（令和6年4月以降）、日本学生支援機構への申込が必須です。（申込方法等詳細は未定）
- 本制度に認定されなかった場合、別途指定する期限までに授業料を全額納入することが必要となりますので、予めご承知おきください。
- 本制度を利用して第1期授業料の納付が猶予された場合、第1期授業料が支払われるまで、9月30日付での退学はできません。

4. 後払いの対象となる納付金

- 「授業料」が後払いの対象となります。
 - ※大学院（博士前期課程）の対象者は、入学金・研究実験費・施設設備費・諸会費を所定の期間内に納入してください。
 - ※法科大学院の対象者は、入学金・授業料第1期分（169,000円）・施設設備費・諸会費を所定の期間内に納入してください。

5. 申請方法

- 申請書類：①「授業料後払い制度」希望申請書
②日本学生支援機構発行の給付奨学生証（写）
- 申請期限：出願締切日※大学院・専門職大学院の出願期間をご確認ください。
- 提出方法：申請書類を出願書類に同封して本学アドミッションセンターにご提出ください。

6. 申請後の流れ及び手続き方法

- ①「授業料後払い制度」希望申請書に基づき、本学学生センター学生課で本制度の資格の有無を確認します。
- ②本学アドミッションセンターより、合格者に対して、入学手続き書類一式を送付します。入学書類一式に本制度の資格有無の確認結果を同封します。
※希望申請書を提出したにもかかわらず、入学手続き書類一式に本制度の資格有無の確認結果が同封されていない場合は、本学学生センター学生課に至急ご連絡ください。

【資格がある場合】

- ③入学手続き要項と合わせて、「本制度の対象となる納付金（授業料）」を差し引いた「振込依頼書」を送付しますので、納付金額に誤りがないことを確認の上、入学手続き要項のとおり、入学手続きを行ってください。
- ④入学後、日本学生支援機構への申請が必須です。手続き等詳細は決定次第、お知らせします。なお、入学前にお知らせする場合は、希望申請書に記載の住所へ書面を送付、入学後の場合は、学内ポータルサイト経由にてお知らせします。

【資格がない場合】

③入学手続要項のとおり、入学手続を行ってください。

7. 本件に関するお問い合わせ先

●学習院大学学生センター学生課

TEL : 03-5992-1183 (直通)

以 上